

国内指定預金の組替整理手続について

平成11年3月30日蔵理第1398号
大蔵省理財局長から日本銀行業務局長あて

改正 平成12年12月28日蔵理第4642号
平成13年 3月12日財理第 790号
平成19年 3月30日財理第1087号
平成20年 3月31日財理第1157号
平成26年 3月28日財理第1604号

政府預金受払手続（大正11年3月15日付官房秘乙第573号）第13条の規定に基づく、国内指定預金の組替整理手続については、下記のとおり取り扱うこととしたので、命により通知する。

記

1. 日本銀行は、特に指定する場合を除き、以下の基準により当座預金と国内指定預金の間の組替整理を行うものとする。
 - (1) 一般口
当座預金の残高が、1,500億円となること。
ただし、一般口の全額を当座預金に組替整理する場合は、当座預金の残高が1,500億円以下となること。
 - (2) 外国為替資金口
外国為替資金口の残高が、外国為替資金特別会計の運営資金口の為替資金の残高相当額となること。
 - (3) 食糧管理口
食糧管理口の残高が、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の支払元受高（業務勘定に属する現金のうち食糧管理勘定に付随するものの額に相当する額を含む。）中100億円を超過する額に相当する額となること。
 - (4) 財政融資資金口
財政融資資金口の残高が、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の支払元受高中5億円を超過する額に相当する額となること。
2. 上記については、当分の間、組替整理見込額により組替整理を行うものとし、上記(2)～(4)については、財務省はあらかじめ日本銀行に対し組替整理見込額を連絡し、日本銀行は、組替整理すべき額を財務省に連絡するものとする。